「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

1）一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。

2）ＩＴツールを活用し業務のＤＸ化を進め、協力会社等との情報共有、データの相互利用を通じ業務の効率化を進めます。

２． 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法順守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことで改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、個別契約時に協力会社と協議を行い適切な取引条件を決定します。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

協力会社も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短工期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、協力会社に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他（任意記載）

当社は協力会社と 50／50（ﾌｨﾌﾃｨｰﾌｨﾌﾃｨｰ）のパートナー関係を重視し、互いに成長、共存共栄できるように取引関係を進めていきます。

2023 年 4 月 17 日

川木建設株式会社	代表取締役　鈴木　健二
企　業　名	役職・氏名（代表権を有する者）